

都市計画法施行令第 15 条の2ただし書  
の規定に基づく都市計画提案に係る面積  
の規模を定める条例案

パブリックコメント用資料

三島市

平成 21 年 9 月 1 日～平成 21 年 9 月 30 日

◎ 都市計画法施行令第 15 条の 2 ただし書の規定に基づく都市計画提案に係る面積の規模を定める条例案の制定について

都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 15 条の 2 ただし書の規定に基づき、三島市に対する計画提案に係る面積の規模を別に定めようとするものです。

都市計画法施行令第 15 条の 2 ただし書の規定に基づく都市計画提案に係る面積の規模を定める条例案のあらまし

1 目的

都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 15 条の 2 ただし書の規定に基づき、三島市が定める都市計画について、その都市計画提案に係る都市計画の種類を、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する高度地区若しくは高度利用地区、同項第 4 号に規定する特定街区、同項第 6 号に規定する景観地区又は同法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画に限ることとし、及びそれらの都市計画提案に係る面積の規模を 0.3 ヘクタール以上とすることとします。

2 附則の規定について

この条例は、公布の日から施行することとします。